機能ID	機能名称			機能の定義	実装区分		適合基準日
	大分類	中分類	機能名称		指定都市	一般市区町村	
0060087	2. 選挙時登録管理	2.4. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成	基準日登録選挙人名簿抄本	各選挙基準日に登録された選挙人名簿の抄本及びデータを一括で出力できること。 名簿抄本の印字は、下記内容に従うこと。 ・転出表示者…備考欄へ転出者である旨（公職選挙法第21条第2項該当）、転出年月日、転出先市町村名を記載 ・支援措置対象者…備考欄へ「◆（特定記号）」記載 ・失権者…備考欄へ「＊（特定記号）」記載 ・特定資格登録者…備考欄に該当する資格名「南極」、「船員」、「郵便等」、交付日を記載 ・二重登録対象者…通知・照会が完了した者は取り消し線を付記、備考欄に「二重登録」「登録日予定日」を記載　通知・照会が未了の者は、備考欄に「二重登録」を記載 ・抹消者…選挙時抹消後の誤載等による抹消者について取消線を付記し、備考欄へ「誤載等による抹消」、抹消年月日を記載	◎	◎	令和8年4月1日
0060088	2. 選挙時登録管理	2.4. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成	基準日登録選挙人名簿抄本	名簿抄本は、ソート条件（投票区順、行政区順、住所順、世帯番号順、世帯主カナ氏名の五十音順、世帯員カナ氏名の五十音順、世帯員生年月日順、続柄順、世帯員の並び順（住民票記載順位））について任意の設定ができること。	○	○	―
0060089	2. 選挙時登録管理	2.4. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成	基準日登録選挙人名簿抄本	改ページについて別表第一の機能ID0060250の項にて設定した任意地域を用いることが可能なこと。	◎	◎	令和8年4月1日
0060090	2. 選挙時登録管理	2.4. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成	基準日登録選挙人名簿抄本	名簿抄本は、印刷タテヨコについて任意の設定ができること。	◎	◎	令和8年4月1日
0060091	2. 選挙時登録管理	2.4. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成	基準日登録選挙人名簿抄本	照合欄の選挙名の並び順は、任意の設定が可能なこと。	○	○	―
0060092	2. 選挙時登録管理	2.4. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成	基準日登録選挙人名簿抄本	指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。	◎	×	令和8年4月1日
0060093	2. 選挙時登録管理	2.4. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成	基準日登録選挙人名簿抄本	同一市区町村内に衆議院の小選挙区を複数有している市区町村における補欠選挙、又は指定都市における道府県議・市議の補欠選挙に対応するため、一部選挙区のみの抄本及びデータを作成ができること。	○	○	―
0060094	2. 選挙時登録管理	2.4. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成	新規登録者、抹消者一覧出力	新規登録者（前回登録処理（定時登録若しくは選挙時登録）後に今回の選挙時登録で新たに登録された者）、抹消者（前回抹消処理（前回定時登録、例月抹消を行っている場合は当該例月抹消処理後、選挙を挟んでいる場合は選挙期間中の抹消告示後）後に抹消された者）の一覧が一括で出力できること。	◎	◎	令和8年4月1日
0060095	2. 選挙時登録管理	2.4. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成	新規登録者、抹消者一覧出力	指定都市においては、指定都市の総合区又は行政区別に出力できること。	◎	×	令和8年4月1日
0060096	2. 選挙時登録管理	2.4. 選挙基準日登録選挙人名簿抄本作成	表示登録者一覧出力	新規登録者（前回登録処理（定時登録若しくは選挙時登録）後に今回の選挙時登録で新たに登録された者）のうち、表示者となった者の一覧を出力できること。	◎	◎	令和8年4月1日